

# 建設水道常任委員会会議録

平成14年6月14日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中川 靖広           ○浅井 正八           吉川 勝義  
小野 隆雄

## 2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	収 入 役	中野 秀樹
総 務 部 長	植村 哲男	都市建設部長	鍵田 徳光
建 設 課 長	堤 和雄	建設課長補佐	今西 弘至
同課長補佐	川端 伸和	同 係 長	田口 昌孝

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆           同係長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午後1時30分）

助 役 （ 助役あいさつ ）

委員長 本委員会の会議録署名委員は、先日に引き続き浅井委員、吉川委員のお二人にお願いします。

本日の審査案件はお手元に配布しておりますとおり、報告事案として、（仮称）斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事請負契約の締結についてであります。昨日の入札結果も含めまして、建設課長より報告をいただきます。

建設課長 昨日入札の執行をいたしましたので、その結果につきましてお手元に配布させていただいております資料に基づきましてご報告いたします。（資料により説明）

また、仮契約につきましては6月17日に締結してまいりたいと考えております。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 この町営住宅建設については、電気設備工事とエレベーター設備工事を分離発注という形で取られておりますが、そのことは説明を受けて了承していると思うのですが、分離発注することによるメリット、デメリットを述べていただきたいと思います。

助 役 この件につきましては、本体と電気工事、エレベーター工事の3部門についての分離発注を行ったわけでございます。そのメリット、デメリットでございますが、まずこの分離発注を行った理由についてはご存じだと思うのですが、理解してほしいと思います。

これは、第1番には建設技術の発展と情報システムの進歩に伴い、設備工事においても一段と高度で専門的な知識が要求されており、ま

た施工の維持管理においても、専門技術者によりその管理を行わなければならない。従いましてこうしたことから、分離発注することによって、施工後の施工管理面において、またアフターサービスにおいても即できるとこのように考えています。また、いろんな問題が起こった場合でも相当高度な専門的技術がございまして、その辺についても十分議論が出来るのではないかと考えています。そうしたことが1つの理由でございまして。

2点目には、平成13年4月に施行されました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というものがございまして、この中で公共工事の入札及び契約適正化にかかるべき考えとして、適正化指針が定められております。この中で設備工事等については分離発注の努力に努めなければならないということを謳っておるわけございまして、この2つを理由として今回はこの分離発注を行ったということございまして。

この分離発注を行いましたメリットといたしましては、当然昨日行いました入札に現れておるわけですが、本体工事の入札は予定価格と落札価格の差が98%であります。電気工事については94%、そしてエレベーター工事については95.9%という形で落札されておるわけございまして、これから考えますと、一括発注した場合は全てが98%で落ちるであろうということを考える中では大きなメリットがあったと。金額にいたしまして、電気工事では約126万円、エレベーター工事については43万円のコストダウンが出来たと、このように考えています。

一般的にデメリットということがあるわけございまして、先ほど申し上げましたように、やはり公共工事におけるこの適正化指針、こういうものをもって今後国土交通省は発注しなさいということで、区市町村において指示されているわけございまして。それから考えますと、やはり分離発注をしてそして適切な入札執行を行うということであろうと思います。デメリットはその工事内容によっていろいろございまして、今回については今申し上げましたような形のメリットがあ

るといふこと。また今後こういう大きな工事を行う場合はやはりこの  
ような形が望ましいのではないかとこのように思います。ご理解願  
いたいと思います。

小野委員　　そしたら、まず本体工事、この議案に挙がっています工事の中に機  
械設備工事一式ということで含まれております。この設備工事は分離  
発注する必要はなかったのかということと、それと落札率が電気工事  
設備とエレベーター設備工事の率が低かったからそれだけコストダ  
ウン図れたというメリットと述べておられますが、この電気工事設備に  
しろエレベーター設備工事にしろ、予定価格は事前公表であると思  
うのですが、それは企業がそれだけ専門分野であるから予定価格よりも  
安くいけるんだという結果に過ぎないのではないかなと。これを本体  
工事に一体化してあってもこの98%がもう少し下がってきた可能性  
もあると思いますし、その点については結果論でメリットという感じ  
は受けれない。

それとこの工事については入札の透明性を図るということで、制限  
付一般競争入札という形ですが、この他の2件はどうなっているのか  
明らかにしていただきたい。

助 役　　本体工事の中に機械設備工事が含まれている。なぜこれも分離発注  
しないかということでございますが、いわゆる工事内容を審査いたし  
ましたところ、また設計業者とも協議いたしましたところ、今回につ  
いては電気工事並びにエレベーター工事が分離発注するのがいいだろ  
うというような結論に至ったわけです。

落札価格については当然私がメリットで申しあげましたように、本  
体価格の98%、その他の電気工事は94、エレベーター工事は95.  
9ということでたまたま形になったということのご指摘でございます  
が、当然議長がおっしゃるような逆転する可能性もなきにしもあらず  
と思います。ただほとんどはこういう形で落ちるのではないかとこの  
ように思います。そういうことから分離発注することによってコスト

ダウンに当然繋がるし、またこの電気工事並びにエレベーター工事の業者については積極的に取り組んでいくと、格安で入札を行い落札をするだろうとこのように思っているわけでございます。

この本体工事につきましては制限付一般競争入札で実施いたしました。これは町の基準にもございます3億円以上につきましては制限付一般競争入札という形を取っております関係からそういう方にさせていただいたわけでありまして。次に、電気工事につきましては指名競争入札で実施させていただいております。エレベーターも同じ指名競争入札で実施させていただいたということでもあります。

小野委員 入札の透明性ということで、制限付一般競争入札という形で、指名の問題についても見方がありますので、マスコミも騒いでおりますし、指名競争入札を出来るだけ制限付一般競争入札に変更していってもらえるのならありがたいと思う。そうした中でそういう見方もあえてそれだけの分離発注に値するのかなど、確かに落札率が低いということでコストダウンが図れたということもありますが、私も建築のそういうことは素人ですが、施工していく上で電気設備工事業者と分離発注して違う業者に発注するということについては本体工事をされる業者にとっては、施工管理、工程管理で会議を繰り返してお互いロスがないようにミスがないようにしていかなれると思うのですが、それについてはものすごい労力も要ると思うのです。以前にも分離発注で火葬場の時も意見を言わせていただきました。その時はメンテの問題とかである程度理解できたのです。ただ1つ理解できなかったのは、分離した分は随意契約やったということではまだ疑問をもっております。だけど今回の場合は電気設備を分離発注するという意味がまったく施工上もただコストダウン図れたというメリットがあるということで結果的には良かったのかと思っておりますが、こういう箱物の工事の中で電気工事だけを分離すると、エレベーターについては後のメンテもありますし、実施していただいても結構かなと思っておりますが、電気工事設備というのは結局本体の配管とかそれらも含めての工事だと思うのです。そ

したら躯体を立ち上げていく中で全体を施工している、具体的にいえば落札している清水組建設と松田電気とが、もし何らかの事情で行き違いがあった場合本体が進まない状態ができるのです。まして発注者側にとってそれはリスクを背負っているような感じにもなるとそのように思うのです。そういうリスクを背負ってまで電気設備工事を分離されたということについて理解しにくいと思います。それは私の老婆心であることを願っています。そうした上で今回の制限付一般競争入札については経審の点数とかいろいろな条件を公表されたと思うのです。その中でたとえば町内業者を参加できるようなJVを組んでいけるような方法もあったのかどうか。町内業者がJVを組んで資格を得るような指導とかそういう働きかけはされておるのですかないのですか。

助 役

これまでは分離発注によって本体を施工する業者とのトラブルがいろいろあったわけですが、最近では工程の会議の中できちっとした内容でその工事が進んでいるということで、トラブルはないということを知っておりまして、またそういうことがあればその業者に対するペナルティが出てくるということで、そういうことをされないというようなことになっているということを知っております。

次に、制限付一般競争入札は今も言われましたように、この条件を付けて告示しております。その中で経営事項審査については1000点以上の業者ということにしているわけですが、それと1つはこれと類似した工事の実績があるかどうか、そして1年以内に指名停止を受けたことのない業者、主にこの3つの条件を付けて告示をいたしました。それに基づいて13社が申し込まれたということでございます。そして13社の資格について審査いたしましたところ、13社全てが該当するというので指名をいたしました。こういうことでございます。

小野委員

今回の契約の締結については何ら異存はないです。ただこの案件

は別としてこの本体工事、町営住宅の建設については分離発注された電気工事まして結果ですが落札された業者についてはいろいろマスコミが騒いでいる業者であると感じていますし、その点については一般競争入札ではなくて指名されているという、もちろんその業者が今マスコミで騒がれていますけれど、それはまた別の問題という感じですのでその業者に対して失礼だと思のですが、やはり町としてもその辺考慮していったって、今後電気設備工事を分離するということに対してもう少し考えていただきたいと思います。

助 役 先ほど議長からのご指摘でお答えしてなかったのは、JV方式で考えられないかということでございますけれども、県においては公募型一般競争入札ということで、1億から5億までの工事についてはそういう方式を採られているわけです。本町もそういうことも考えていかなければならないと思っておりますものの、本町としては町内業者をランク付けしておりますから、そういうことから考えればJVを組んでやるというようなことはどうかと思っているわけでございます。

また、電気関係の入札につきましては、工事請負業者選定審査会におきまして、指摘されました業者についての問題が挙がっております。どうかなということも審議したわけでございますが、この入札についての件と全然違う問題だということから指名させてもらったということでご理解願いたいと思います。

吉川委員 お願いしておきたいのは地元自治会と覚書は全部終わってあるのか、また工事中もいろいろ書いてあったと思いますので、それについては万全の体制で地元で迷惑のかからないように業者にもお願いし、トラブルの起こらないようお願いをしておきます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。本件については本会議最終日に追加議案として上程されるということでありまして。本日はあらかじめその報告を受けたということによって終わっておきたいと思っております。

以上、本日の案件については終了いたしました。本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 それでは閉会にあたり助役より挨拶をお受けいたします。

助 役 ( 助役挨拶 )

委員長 これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。  
(午後1時52分)